

# 設備の**新設**・**増設**・**更新**は財団におまかせください！

## 設備貸与制度(割賦販売)のご案内

「設備貸与制度」とは、企業のみなさまがご希望される設備を当財団が購入し、**長期かつ低利**で割賦販売する制度です。

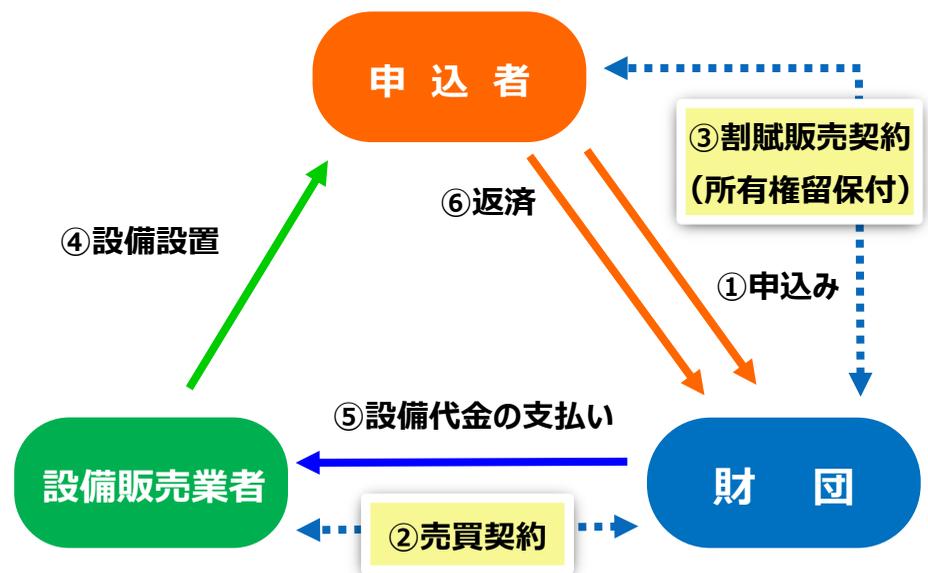
ご利用限度額	<b>100万円</b> ～ <b>1億円</b> (税込)	
割賦損料 (金利)	一般割賦 年 <b>1.75%</b> (固定)	特利割賦 県の「経営革新計画」承認企業等 年 <b>1.60%</b> (固定)
ご返済期間	<b>7年以内</b> (元金据置1年以内) 公害防止設備、または6,000万円を超える設備は <b>最長12年以内</b>	
保証金	貸与設備の <b>5%</b> 保証金は契約日までに納入いただき、最終支払から順次返済金に充当します。	

### 『設備貸与制度』おすすめポイント

- ① 県の施策に基づいた**公的制度**です
- ② **資金調達バリエーション**が広がります
- ③ **長期・低利**で返済負担を軽減します
- ④ **様々な業種・設備**が対象です
- ⑤ 設備貸与後も**フォロー**します



### 『設備貸与制度』のしくみ



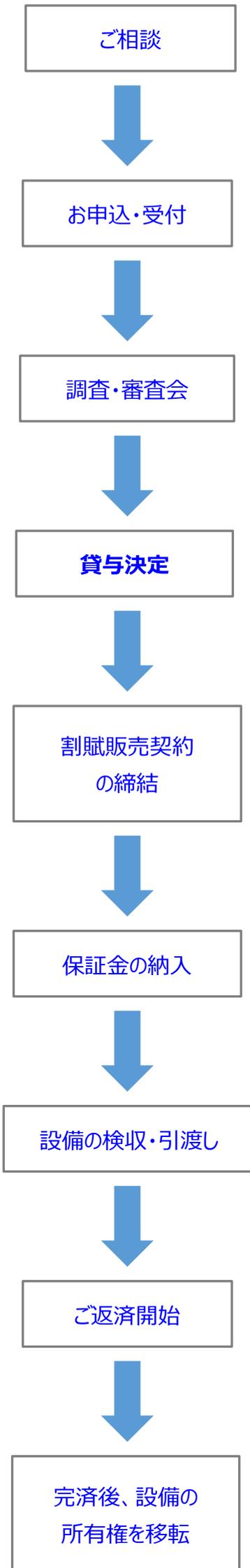
設備貸与制度「**保証金補助制度**」をご活用ください ※制度の詳細については各自治体にお問い合わせください。

	補助内容	お問い合わせ先	電話番号
安来市	保証金額の16%以内を補助 (上限50万円)	安来市 やすぎ暮らし推進課 産業振興係	0854-23-3105
江津市	保証金額の1/2以内を補助 (上限50万円)	江津市 商工観光課 商工振興係	0855-52-7494
吉賀町	保証金額の1/2以内を補助 (上限20万円)	吉賀町 産業課	0856-79-2213

## 設備貸与制度の概要

	一般割賦	特利割賦
対象者	<p><b>県内に事業所を有する以下の中小企業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製造業 ・ その他の業種 従業員300人以下、又は資本金3億円以下</li> <li>○ 卸売業 従業員100人以下、又は資本金1億円以下</li> <li>○ 小売業 従業員50人以下、又は資本金5,000万円以下</li> <li>○ サービス業 従業員100人以下、又は資本金5,000万円以下</li> </ul>	
	<p>ただし、原則以下の要件を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行その他の金融機関（日本公庫国民生活事業・信用金庫・信用組合を除く）からの借入残高が <b>7.2億円</b>以下であること</li> <li>○ 最近3事業年度の経常利益の平均が <b>1.2億円</b>以下であること</li> <li>○ 発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価格の総額の <b>1/2</b>以上を中小企業者以外の事業者が単独に所有していないこと</li> </ul>	
対象業種	<p><b>概ね全業種</b></p> <p>風俗営業法に規定する性風俗特殊営業に該当する業種、および公序良俗等の観点から適当でないと認められる業種は対象となりません。</p>	
対象設備	<p><b>県内に設置する設備で、経営基盤強化、経営革新又は公害防止に必要な設備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地・建物は、設備貸与制度の対象とはなりません。</li> <li>○ 設備であっても、県外設置や申込者の管理下でない状態で使用されるものは対象となりません。</li> <li>○ 設備導入により一定の付加価値向上が見込まれる設備が対象です。</li> <li>○ 事前設置は対象となりません。</li> <li>○ 中古設備の場合は、あらかじめご相談ください。</li> </ul>	
貸与限度額	<p><b>100万円 ～ 1億円</b> （税込設備価格）</p>	
利率 (割賦損料) <small>*金利情勢により変更する場合があります</small>	<p><b>一般枠</b> 経営革新計画等の承認を受けていない企業</p> <p>年 <b>1.75%</b> (固定)</p>	<p><b>特利枠</b> 経営革新計画、農商工連携事業計画、商店街活性化事業計画等承認企業等</p> <p>年 <b>1.60%</b> (固定)</p>
返済期間	<p>原則 <b>7年以内</b> （元金据置期間：1年以内） 公害設備、または6,000万円を超える設備は最長12年</p>	
返済方法	<p><b>月賦</b> （口座振替・毎月25日払）</p>	
保証金	<p><b>貸与決定金額の5%</b> 契約日までに納入していただきます。 保証金は最終支払いから順次返済金に充当します。</p>	
連帯保証人	<p>法人にあっては原則代表者のみ。個人にあっては原則不要。 「経営者保証ガイドライン」により適宜判断します。 不動産担保等は原則不要ですが、審査の結果、お願いする場合があります。</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 損害保険 財団を質権者とする設備の損害保険の付保をお願いします。保険料は申込者にご負担いただきます。</li> <li>○ 固定資産税 申込者にご負担いただきます。</li> <li>○ 支払完了後の措置 設備の所有権を利用者に移転します。</li> </ul>	

## 設備貸与フロー



## お申込みに必要な書類

- ① 直近3期分の**決算書**  
 税務申告書、付属明細書、減価償却明細書を添付してください。  
 ※決算後3ヶ月以上経過している場合は直近月の**残高試算表**を添付してください。
- ② 申込設備の**見積書、カタログ**又は**図面**
- ③ **履歴事項全部証明書**（法人）      **住民票**（個人事業者）  
 ※履歴事項全部証明書は法務局、住民票は市町村で手続きを行ってください。
- ④ 県税の**納税証明書**（全税目について未納の徴収金がないことの証明）  
 ※県民センターで手続きを行ってください。
- ⑤ 連帯保証人の**固定資産証明書**及び**所得証明書**  
 ※市町村で手続きを行ってください。
- ⑥ **経営革新計画書**及び**承認書**（特利貸与の場合）
- ⑦ 個人情報の提供に関する同意書（財団所定の用紙にご記入いただきます）
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書（財団所定の用紙にご記入いただきます）
- ⑨ 許可・登録を要する業種にあたってはその書面の写し
- ⑩ その他財団が必要と認めた書類



※貸与決定には、**審査委員会の承認**が必要となります。

## 設備貸与返済シミュレーション

設備価格      30,000,000円  
 金 利          年1.75%（固定）  
 返済期間      7年（元金据置期間 1年）  
 保証金          1,500,000円（設備価格の5%）  
 設備引渡日    令和5年5月26日



(円)

回数	支払期日	賦払割賦料	元金	利息	支払額	保証金充当
1	令和5年6月25日	43,750		43,750	43,750	
2	令和5年7月25日	43,750		43,750	43,750	
3	令和5年8月25日	43,750		43,750	43,750	
4	令和5年9月25日	43,750		43,750	43,750	
⋮						
13	令和6年6月25日	507,750	464,000	43,750	507,750	
14	令和6年7月25日	459,073	416,000	43,073	459,073	
15	令和6年8月25日	458,466	416,000	42,466	458,466	
⋮						
81	令和12年2月25日	418,426	416,000	2,426	170,065	248,361
82	令和12年3月25日	417,820	416,000	1,820	0	417,820
83	令和12年4月25日	417,213	416,000	1,213	0	417,213
84	令和12年5月25日	416,606	416,000	606	0	416,606
合計		32,119,366	30,000,000	2,119,366	30,619,366	1,500,000

# 設備貸与制度お問い合わせフォーム

※ご記入頂いた情報の内容は、貸与相談以外の目的では使用いたしません

下記の記入欄に差し支えない範囲でご記入ください

○現在、導入をお考えの設備についてご記入ください

設備名 ( )

金額 ( 約 万円)

導入予定 ( 令和 年 月頃)

○貸与制度の詳しい説明をご希望ですか？ (該当する項目に○)

- 希望する ( お客様を訪問 ・ 財団へ来訪 ・ お客様に電話 )
- 返済計画表 ( FAX送信 ・ メール送信 ) を希望する

○貸与制度についてご質問等ありましたらご記入ください

お名前 (企業名)			
所在地			
TEL		FAX	
E-Mail			
ご担当者名			

経営支援課 FAX 0852-60-5105



貸与のご相談は、経営支援課 (県東部の方)・石見事務所 (県西部の方) まで

しまね 貸与 検索



公益財団法人  
しまね産業振興財団

県東部の方

経営支援課 総合相談グループ

〒690-0816

松江市北陵町1 テクノアークしまね 1F

TEL (0852) 60-5113/FAX (0852) 60-5105

E-mail : ty@joho-shimane.or.jp

公益財団法人  
しまね産業振興財団

県西部の方

石見事務所

〒697-0034

浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田 2F

TEL (0855) 24-9301/FAX (0855) 22-0577

E-mail : iwm@joho-shimane.or.jp